

住民監査請求の結果の公表

第1 請求書の提出

令和8年4月27日

第2 請求の要旨

福祉サービスの利用者（請求人の母親）と事業者間の問題に関し、請求人は、県に対し栄養士法に基づく監督権限の行使（調査及び免許取消等の検討）を求めたにも関わらず、調査、指導、処分等の措置を一切講じていないことは違法又は不当な怠る事実に該当すると主張し、公的資格者の不正行為が疑われる事案を放置することは、県の監督制度に対する県民の信頼を損ない、将来的に行政責任追及や訴訟等を招くおそれがあるとして、群馬県知事に対し、適切な是正措置（事実調査、処分の要否の検討及びその結果の明示）を求める。

第3 監査委員の除斥

本件措置請求の判断に当たり、石原栄一監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第4 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

2 理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、「公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するもの」（最高裁昭和62年（行ツ）第22号平成2年4月12日判決）とされている。

本件措置請求において、請求人は、群馬県知事が栄養士法に基づく監督権限を有しながら、業務上の不正行為の重大な疑いがある栄養士について、調査、指導、処分等の措置を一切講じていないことは違法又は不当な怠る事実に該当するとして、是正措置を求めている。

しかしながら、請求人の主張は、群馬県知事の監督権限の行使又は不行使という一般行政上の権限に関するものであり、住民監査請求の対象となる地方自治法第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当するものとは認められない。

以上から、本件措置請求は、地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠き、不適法である。